

障害者自立支援法の見直しについて〈ご意見募集〉

平成20年9月10日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法について、法施行後3年後を目途に検討を加え、必要な見直しを行うこととされています。

また、昨年 12 月に「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」により、法の抜本的見直しに向けた課題と方向性が示されています。

このため、本年4月から社会保障審議会障害者部会において、検討を開始しており、本年中を目途にその方向性をとりまとめていただく予定にしております。

〈社会保障審議会障害者部会の開催状況〉

回	月日	次第	リンク	
第 31 回	4 月 23 日	障害者自立支援法の施行状況等について	資料	議事録
第 32 回	5 月 28 日	障害者の範囲、サービスの利用状況（利用者負担を含む）、相談支援、権利擁護	資料	議事録
第 33 回	6 月 9 日	地域移行、住まい、就労支援、所得保障	資料	議事録
第 34 回	6 月 30 日	障害児支援、サービス体系、地域生活支援事業、その他	資料	議事録
第 35 回	7 月 15 日	関係団体ヒアリング①	資料	議事録
第 36 回	8 月 6 日	関係団体ヒアリング②	資料	議事録
第 37 回	8 月 20 日	関係団体ヒアリング③	資料	議事録
第 38 回	9 月 10 日	障害者自立支援法の見直しに係る主な論点、障害児支援の在り方	資料	議事録

※以下随時追加

〈障害者自立支援法見直しに関する意見の募集について〉

厚生労働省では、障害者自立支援法の見直しに関し、今後の検討の参考とさせていただきますため、広くご意見を募集します。

1 ご意見募集期間

平成 20 年 9 月 10 日から平成 20 年 11 月 10 日まで

2 ご意見募集内容

障害者自立支援法見直しに関するご意見

3 ご意見提出方法

意見書(別紙様式)に氏名、住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。(意見書は日本語で記入してください。)

ご記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に関する情報を公表する場合があります。(匿名希望、及びご意見も踏まえた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時その旨お書き添え願います。)また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 電子メール

shougaibukai@mhlw.go.jp

② 郵送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

③ FAX

03-3502-0892